

議案第187号

福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年9月1日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市民等の利便性の向上を図るため、事務所等において書面等を掲示しているものについて、情報通信技術を利用する方法により市民等の閲覧に供するよう義務づける等の必要があるによる。

福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年福岡市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「又は作成等」を「、作成等、掲示又は公示通知」に改め、同号を同条第12号とし、同条第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 掲示 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等を掲示することをいう。
- (11) 公示通知 条例等の規定に基づき市の機関等が公示の方法により通知をすることによって、当該通知が当該通知の相手方に到達したものとみなされるものをいう。

第3条第4項中「第8条」を「第10条」に改める。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条第2号中「第5条第1項」の次に「、第6条第1項、第7条」を加え、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（自動公衆送信等による掲示）

第7条 掲示については、当該掲示に関する他の条例等の規定にかかわらず、書面等を当該条例等の規定に規定する場所において掲示するとともに、規則等で定めるところにより、当該書面等に記載された情報を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、

放送又は有線放送に該当するものを除く。次条第1項において同じ。)により公衆の閲覧に供するものとする。

(自動公衆送信等による公示通知)

第8条 公示通知については、当該公示通知に関する他の条例等の規定にかかわらず、当該条例等の規定において公示をすることが規定されている事項(以下この項において「公示事項」という。)を、規則等で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するとともに、次の各号に掲げる措置のいずれかをとることによって行うものとする。

- (1) 公示事項が記載された書面を当該公示通知に関する他の条例等の規定に規定する事務所の掲示場に掲示する措置
- (2) 公示事項を当該公示通知に関する他の条例等の規定に規定する事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置

2 前項の規定により行われた公示通知については、当該公示通知に関する他の条例等の規定により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該公示通知に関する条例等の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。